

平成24年9月18日
第2421号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則	
○秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（35・雇用労働政策課）	1
公 告	
○条件付き一般競争入札の実施（技術管理課）	2

規 則

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年九月十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十五号

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

秋田県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「」又は「を」に改め、「職業訓練」の下に「又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）」を加え、同条第三項第四号中「手当」を「給付」に改める。

第八条第一項中「の支給」を「（通所手当を除く。）の支給」に、「訓練手当受給資格認定申請書（様式第一号から様式第一号の三まで）」を「第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項、通所手当の支給を受けようとする者は第一号、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書（に、「知事に提出しなければ」を「（求職者支援訓練に係る認定申請書にあつては、直接）、知事に提出してその認定を受けなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名、住所及び生年月日
- 二 支給を受けようとする訓練手当の種類
- 三 寄宿手当の支給を受けようとする場合にあつては、家族の状況
- 四 第三条第三項各号に掲げる給付の受給資格の有無
- 五 通所の手段、通所に要する時間、通所の経路その他の通所に関する事項
- 六 その他知事が必要と認める事項

第八条第二項中「は、訓練手当受給資格認定書（様式第二号）をその者に交付し、受給資格を有しないものと認定したときは、」を「、又は受給資格を有しないものと認定したときは、それぞれ」に改め、同条第三項中「訓練手当受給資格変更申請書（様式第三号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による変更申請書（以下単に「変更申請書」という。）」に改め、「經由して」の下に「（求職者支援訓練に係る変更申請書にあつては、直接）」を加え、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 氏名、住所及び生年月日
 - 二 変更に係る訓練手当の種類
 - 三 変更した事項及びその内容
 - 四 その他知事が必要と認める事項
- 第八条に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

第九条中「までに」の下に「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による」を加え、「訓練手当支給請求書（様式第四号）」を「請求書（以下単に「請求書」という。）」に改め、「經由して」の下に「（求職者支援訓練に係る請求書にあつては、直接）」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名及び住所
- 二 訓練期間、訓練を受けた日数その他の訓練手当の支給金額の算定に必要な事項
- 三 請求する訓練手当の金額
- 四 その他知事が必要と認める事項

様式第一号から様式第四号までを削る。

附 則

この附則は、平成十四年十月一日から施行する。

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成24年9月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成24年度Ⅱ期建設資材価格市況調査業務委託 GK24-YB
- (2) 業務概要
平成24年9月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務 一式
- (3) 履行期限
平成25年3月22日
- (4) 業務場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 主たる営業所又は営業所を東北六県に有すること。
- (3) 過去10年以内に東北六県において、建設資材価格市況調査業務を元請として完了させた実績があること。
- (4) 管理技術者は、建設資材価格市況調査業務に従事した経歴を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 当該業務に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部技術管理課積算管理班
(電話018-860-2419)

(2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年9月18日（火）から同月21日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年9月25日（火）午後1時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

- (1) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の無効
財務規則第166条に規定するところによる。
- (3) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。